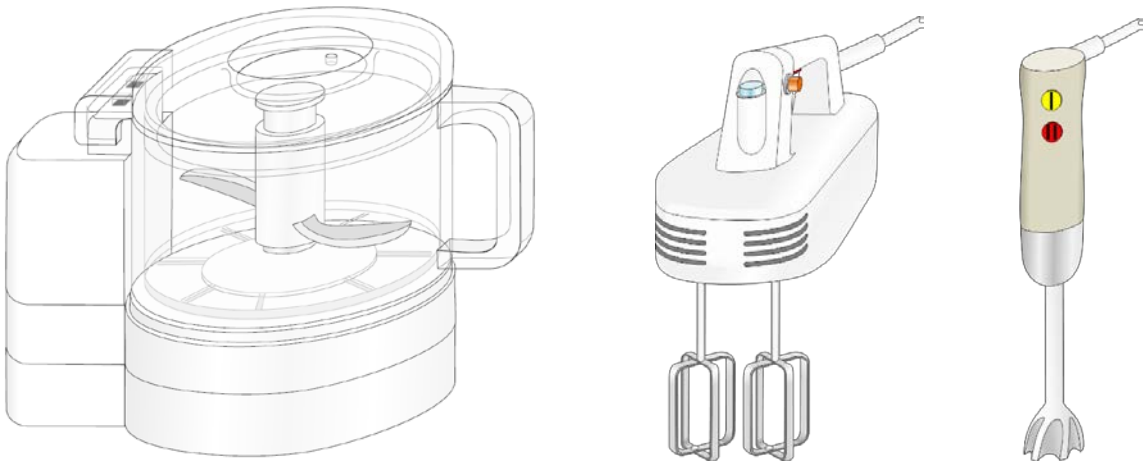




170 フッドミキサー

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格周波数 50Hz 又は 60Hz、定格消費電力が 500W 以下の電動機を使用するものに限る。

【一般呼称の例】 フードミキサー、フードプロセッサー、ハンドミキサー



「フッドミキサー」とは、食料品の粉碎、かくはんに使われるもの及び野菜類の切断（みじん切り等）に使われるものをいい、アタッチメント交換により様々な機能を有するものは主とする機能による電動力応用機械器具で対象として取り扱う。ただし、容器を有さず可動羽根のみであるものは、「電動かくはん機」として取り扱う。この場合において、手持ち型であって専ら食料品に使われるものは、「フッドミキサー」として取り扱う。（範囲等の解釈 三 7.（6））

【混同しやすい電気用品】

電動かくはん機